

令和5年度事業報告

自 令和5年4月1日から
至 令和6年3月31日まで

公益社団法人山口県バス協会

(概況)

新型コロナウイルス感染症が、昨年5月から5類感染症移行となり人の移動が活発となった。また、インバウンドも一昨年からの水際対策の緩和や円安の影響もあり、昨年10月からはコロナ前を上回る回復を見せている。それにもなあって、旅客輸送も需要が回復してきた。

昨年8月には、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取組みを一層促進するため、国土交通省は公示運賃を9年ぶりに見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行った。各社の運賃・料金の変更届により、適正な運賃・料金の収受が可能となった。

一方で、燃料価格の高騰は高止まりしており、物価も40年ぶりの物価上昇率で終わりの見えないインフレが、国民生活だけでなく事業経営を圧迫している。

今年4月から、労働基準法が改正され5年間猶予されていた年960時間の時間外労働の上限規制がバスにも適用されるようになり、また、「改善基準告示」が改正され、拘束時間の短縮のほか1日の休息期間の延長も適用されるようになった。運転者が不足する現状においては、労働時間の規制強化のなかでサービス水準を維持することが難しくなっており、路線の再編等を行っても路線の廃止や減便をしないといけないところが出てきた。貸切バスにおいては、運転者不足の中で労働時間を考えて仕事の受注を制限しないといけない状況が生じている。

さらに、運転者の高齢化に伴う「脳疾患」、「心臓疾患」及び「意識喪失」などの健康を起因とする事故が全国的に問題となっている。貸切バスを含めた県内バス事業の運転者の3割以上は61歳以上で、30歳以下は1%程度しかおらず、自動運転や外国人労働者の受け入れを待てないほどの、運転者の確保が喫緊の課題となっている。

また、軽井沢スキーバス事故以降様々な安全対策がされてきたが、一昨年10月に静岡県の「ふじあざみライン」で大型観光バスが横転する事故が発生した。それを踏まえて、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が検討され、旅客自動車運送事業運輸規則について、輸送の安全に係る記録の保存期間延長や点呼時の録音・録画の義務付け等、所要の改正が行われ、これらは一部を除いて今年の4月から施行されている。

このように、バス事業者は様々な厳しい状況に直面しているが、山口県バス協会は

令和5年度事業計画に基づき、バス輸送改善の推進やバス輸送の安全確保等の事業に取り組んだ。

主な報告事項は、次のとおり。

1. 運輸事業振興助成交付金事業によるバス輸送改善の推進

交付金運用委員会での審議等を踏まえ、交付金事業計画に基づき、次のとおり事業を実施した。

(1) 助成事業

交付金の枠内で次の事業を実施する。

① バス利用者施設等の整備事業

利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するため、バス停上屋、バス停標識及びバス停設備の新設、建替え、取替、その他バス利用者施設の整備など、92件616万円の助成を行った。

② バス輸送サービスの改善事業

利用者の利便性及び安全性の向上等を推進するため、バスステップの導入、時刻表の作成、運賃表示器の導入、ごみ袋・エチケット袋の購入など車内の環境整備、その他バス輸送サービスの改善事業など、7件152万円の助成を行った。

③ 安全運行対策及び環境対策事業

バス輸送の安全確保等を推進するため、ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・アルコール検知器等の導入、運転者適性診断の受診、運行管理者一般講習・運輸安全マネジメントセミナーの受講、SAS簡易検査・簡易脳ドック・心疾患検査、整備管理者研修テキスト等の作成など、9件501万円の助成を行なった。

(2) 普及啓発事業

① ホームページにより、バスの利用促進につながる情報及び新型コロナウイルス対策などの情報、また、最新の会員向け情報の提供に努めた。

② バスの車内事故は、中国運輸局管内において令和4年では第一当事故発生件数24件のうち7件と約3割を占めていることから、ゆとり乗降の啓発、ゆとり運行の励行、貸切バス等ではシートベルト着用の徹底など車内事故防止のキャンペーン事業を行った。路線バスがバス停から発進した合図をした場合、後方の車両はバスの進路を妨げてはいけずと法令で定められていることの周知及び啓発活動を行った。

・車内事故防止ポスターの作成 500枚

・路線バス発進保護広報

マグネット板の作成 200枚

③ バス乗り方教室への助成、ノーマイカー運動への支援、バス事業紹介やICカードの使い方チラシの作成、バス利用促進ノベルティ作成・購入等を行った。

・バスの乗り方教室開催助成	34回
・未来のしごとフェスタ バス事業紹介チラシ	200枚
・ICカードの使い方チラシ	2,000枚
・バス利用促進ノベルティ作成	
マイクロファイバークル	1,500枚
ふせん	1,500個

(3) 相互扶助等事業

① 事故防止対策委員会、貸切バス委員会、交付金運用委員会を開催し、バスの事故防止に係る取組、貸切バス事業に係る課題等、交付金事業の適正な運営等について、協議・検討を行った。

・事故防止対策委員会の開催	3回
・貸切バス委員会の開催	2回
・交付金運用委員会の開催	1回

② バス事業の適正運営と安全確保等を図るため、運転記録証明の発行手数料の助成、大型二種免許取得費用の助成、貸切バス適正化事業負担金の助成、運転者採用説明会への協力、運転者教育用教材の購入等を行った。

・運転記録証明発行	1,033件
・大型二種免許取得費用助成	4件
・安全運転研修費用助成	4件
・貸切バス適正化事業負担金助成	38者
・バスジャック訓練経費助成	1回
・公共交通担い手確保ミニフェア	1回
・交通安全教育用DVD	2本
・中国バス協会事故防止対策グッズ	
車内事故防止啓発ポスター	600枚
車内事故防止啓発ステッカー	8,700枚
・初任運転者実技テキスト	200冊

③ 貸切バスの振興及び貸切バス安全性評価認定取得を推進した。

・安全性評価認定取得助成	16者
--------------	-----

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

政府等から出された緊急対策や施策などの情報は速やかに会員事業者へ提供し、県などに、雇用調整助成金の拡充、金融支援策、需要喚起策など、必要な支援策等について要望を行った。

・日本バス協会が自由民主党本部で開催した「バス危機突破総決起大会」に会長

と副会長が参加した。コロナ禍の長期化による輸送需要の大幅な減少、さらには燃油価格の高騰により、バス事業の経営が危機的な状況にあることを強く訴え、固定資産税減免などバス事業存続のための支援を求めた。(令和5年11月8日)

3. 軽油価格高騰及び物価高騰への対応

コロナ禍や燃料価格高騰の長期化等により、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、安心・安全な公共交通が維持できるように、国や自治体等に燃料費や維持経費等の必要な支援策等について要望を行った。

(1) 支援要望活動

- ・令和3年度から山口県において燃料価格高騰の長期化に対する支援を要望し、令和5年度は山口県の当初予算に組み入れての支援となった。
- ・「バス危機突破総決起大会」に会長と副会長が参加した。(再掲：令和5年11月8日)

(2) 山口県公共交通燃料価格高騰対策支援事業

山口県の「山口県公共交通燃料価格高騰対策支援事業」を協会が事務局となりバス事業者の申請の処理等を行った。

公共交通燃料価格高騰対策支援補助金事業費 216,400,000円

4. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進

公共交通を取り巻く環境は、利用者数の低迷や交通を担う運転者不足など一段と厳しい状況にあるが、持続可能な公共交通網の実現を図るという地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえ、県内各市町の地域公共交通計画作成のための地域公共交通会議等に関係バス事業者と共に出席し、地方公共団体との連携・協力の下、乗合バス路線の維持・再編と新たなサービスの提供などが円滑に進むよう努めた。

- ・本年3月末の地域公共交通計画の作成状況(18市町)
宇部市、岩国市、防府市、山口市、下関市、周南市、山陽小野田市、長門市、光市、美祢市、下松市、萩市、柳井市、阿武町、田布施町、周防大島町、平生町、上関町
- ・本年3月末の利便増進実施計画の作成状況(1市)
美祢市
- ・本年3月末の立地適正化計画の作成状況(9市)
宇部市、岩国市、防府市、山口市、下関市、周南市、光市、萩市、柳井市

(2) 輸送サービスの改善・向上

① ICカードシステム、バスロケーションシステムの導入等

バスの利便性を向上するため、輸送サービス改善に取り組んだ。

- ・バスの利便性を向上するため、交通系ICカードシステムの普及を進め、令和5年度は防長交通株式会社が最終年度として事業を進め全路線での利用

が可能となった。これにより県内の路線バス約9割の普及となった。

- ・バス関係情報の共通フォーマット化によるバス情報検索サービスの強化等を進める県の「新たな地域交通モデル検討会」に参加し、船木鉄道株式会社が共通フォーマットを活用したバスロケーションシステムの実証事業を行い、令和5年4月から運用区域を拡張して本格運用を開始した。防長交通株式会社も国の補助金を活用してG T F Sデータ整備を行った。

② ノンステップバス等の推進

国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及など、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替促進に努めた。

- ・国土交通省公表のノンステップバス導入状況（令和5年3月末現在）は、山口県の対象車両513両に対して414両で、導入率80.7%（全国第8位）となっている。

(3) 各種調査の実施等

バス利用促進のための各種運賃制度の導入状況について情報を収集し、日本バス協会の発行する「日本のバス事業」（冊子）に情報を提供した。

5. 貸切バス事業の安全確保と健全な経営基盤の確立

(1) 軽井沢スキーバス事故を受けての安全対策の推進

令和4年10月13日に、静岡県小山町の「ふじあざみライン」で発生した貸切バスの横転死亡事故では、乗客乗員36人の内1人が死亡6人が重傷12人が軽傷を負う大きな被害が出た。軽井沢スキーバス転落事故を受けて、安全に対しては最優先に取り組んできたところではあるが、再びこのようなことが起きたことから、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が検討され、旅客自動車運送事業運輸規則について輸送の安全に係る記録の保存期間延長や点呼時の録音・録画の義務付け等所要の改正が行われ、令和5年12月20日に拡大貸切委員会と合わせて中国運輸局による制度説明会を開催した。

① 事業許可の更新

道路運送法の改正により、貸切バス事業は5年毎の更新制となり、更新の際には許可の際の審査項目が審査され、また安全投資計画及び事業収支見積書に加え、安全投資実績及び事業収支実績報告書を提出することとなっている。

平成29年4月～令和6年3月末までの県内の状況

退 出 12者

(※ 退出の内訳：需要減少 4者、乗務員・設備の確保が困難 5者
事業縮小 1者、制度改正関係 2者)

② 貸切バス適正化機関による巡回指導

貸切バス適正化機関として、運輸局長の認可を受けた中国貸切バス適正化

センターでは、平成 29 年 8 月から巡回指導を開始した。交付金事業として貸切バス適正化事業負担金を一部助成した。

平成 29 年度	巡回指導	88 件（県内 15 件）
平成 30 年度	巡回指導	190 件（県内 33 件）
令和元年度	巡回指導	240 件（県内 40 件）
令和 2 年度	巡回指導	130 件（県内 26 件）
令和 3 年度	巡回指導	343 件（県内 59 件）
令和 4 年度	巡回指導	338 件（県内 56 件）
令和 5 年度	巡回指導	247 件（県内 39 件）

貸切バスの許可の更新制、貸切バス適正化機関の巡回指導業務については、優良事業者の軽減措置の早期導入等運営のあり方を見直し、一層の効率化が図られるように当協会からも意見を上げ、日本バス協会は、許可更新制度については、悪質事業者の退出が進むよう安全に直結する費用実績を重点的に確認することや適正化機関の指導等の情報を活用し、指摘事項の多い事業者に対する指導に重点化、追加項目を設ける等審査内容の強化を図るとともに、指導項目等の重点化を図ること等について引き続き国に要請を行っている。

(2) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の定着

日本バス協会が平成 23 年度から実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度は、旅行業等利用者に注目され取得希望者が増加している。なお、令和 5 年度の交付金事業として、認定申請手数料の一部助成を行った。

令和 5 年度の新規申請数	2 者
令和 5 年度の更新事業者数	14 者

令和 6 年 3 月現在の認定取得事業者数（県内に営業所を置く事業者数）
32 者：☆ 10 者、☆☆ 5 者、☆☆☆ 17 者（取得率 82.1%）

(3) 運賃・料金制度の定着と手数料問題への対応

平成 26 年 4 月から開始された現行の運賃・料金制度は、昨年 8 月に、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取組みを一層促進するため、国土交通省は公示運賃・料金を 9 年ぶりに見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行った。各社の運賃・料金の変更届により、適正な運賃・料金の収受が可能となった。

公示運賃・料金の見直しに際して、中国運輸局と九州運輸局公示運賃・料金の額の差によって山口県内事業者の受注が得にくくなっている事態について、中国運輸局自動車交通部や国土交通省の「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」の座長に直接問題解決のため改善の要望を行った。

(4) 旅行業界との連携による需要拡大

新型コロナウイルス感染症による影響で観光需要は大幅に減少しており、貸切バス事業の経営環境も大変厳しいものとなっている。そうしたなか、山口県観光連盟で、観光需要の回復に向けた取組として、山口県内の宿泊施設に宿泊する貸切バスを利用した企画旅行を実施する旅行会社に対し助成する「バスツアー企画旅行支援事業」で支援を得た。同様に、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会で、閑散期の観光需要を喚起するため、県内の宿泊及び貸切バス利用による県内観光周遊を伴う受注型企画旅行に対する支援を得た。令和6年度においても同様の事業継続を求めた。

令和6年度においても、首都圏及び関西圏からの観光客やインバウンド観光客の二次交通需要に応える必要から、主要交通結末点である新山口駅から旅行需要が見込まれる角島大橋、元乃隅神社及び秋吉台・秋芳洞、萩城下町を周遊する2つの周遊バス、国内外からの観光需要の高い隣接する広島を起点とした県東部（岩国、柳井など）への周遊バスを実証運行し、二次交通の充実を図るなかで県内貸切バスの活用を求めた。

6. インバウンドの振興

日本バス協会の策定した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」に基づいて、次の各種サービスの向上に協力支援した。

- (1) 観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供
 - ・やまぐち絶景満喫バス
 - ・外国人観光客向け山口県内バス乗り放題共通乗車券（Yamaguchi BUS PASS）
販売状況 566枚（1Day542、2Day11、3Day13）
- (2) 多言語での案内の推進
 - ・「路線バスで行く！山口県観光ガイド」を、英語版、韓国語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、日本語版で作成して協会ホームページにアップしている。英語版を500部増刷し、山口宇部空港等に設置していただいた。

7. バリアフリー対策の推進

(1) バリアフリー法への対応

令和2年の改正では、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化として、公共交通事業者等に対するソフト基準（スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）の遵守が求められ、障害者に対する介助等の旅客支援や必要な情報の提供、職員に対する教育訓練の努力義務等のソフト対策についても取組むことが求められ、その周知を図った。

(2) バリアフリー車両の普及促進

路線バスについては、ノンステップバスの導入が進んでいる。貸切バスにおいて、ノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入を検討する事業者には助成金の紹介を行った。

8. 働き方改革の実現と運転者の確保対策について

乗合バス、貸切バスともにバス事業者の多くが運転者不足の問題を抱えており、その確保が大きな課題となっている。特に路線バスについては、運転者の不足により路線の維持や所要ダイヤの確保が困難になっているとの情報もあり、地域の足としての役割を果たす上で、喫緊の課題となっている。バス運転者を確保していくため、バス業界としても働き方改革を進めるとともに、運転者確保のための各般の施策に取り組んだ。

(1) 働き方改革関連法の実施について

働き方改革に関連する労働基準法等の改正法が、平成31年4月から施行された。このうち自動車運転業務については、5年間の猶予期間の後の2024年4月1日から、年間960時間以内の時間外労働の上限規制が行われ、将来的には一般則年間720時間の適用を目指すこととされている。この目標の実施に向け日本バス協会の策定した「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に取り組んだ。

厚生労働省で改善基準告示が昨年12月23日に改正され、令和6年4月の施行に向けて会員に対してリーフレットを配布し、メールマガジンにも掲載して周知を行った。

(2) 運転者の確保の取組

山口県が行う公共交通担い手確保ミニフェアや自治体が行う中高生を対象にしたしごとフェスタ等の運転者確保のための企画に積極的に参加及び支援を行った。

また、運輸事業振興助成交付金を活用して、大型二種免許取得費助成、安全運転研修受講の助成など運転者の自社養成制度を支援した。

- ・「公共交通担い手確保ミニフェア」（令和5年4月27日）への協力
- ・「やまぐち未来のしごとフェスタ」（令和5年10月3日、4日）へ出展
- ・「やまぐち未来の職業ハンドブック」への広告掲載
- ・大型二種免許取得費助成 4件
- ・安全運転研修費用助成 4件

9. 事故防止対策の推進

交通事故防止については、日本バス協会の策定した「バス事業における総合安全プラン2025」の目標達成並びに中国バス協会の事故防止対策重点取組事項への取組みを推進し、特に交通安全運動期間中において周知を図った。

(1) 交通事故の防止

交差点を右左折する際に横断歩行者を確実に確認するため、横断歩道の手前で一旦停止又は徐行する運動への取組み、交通安全運動等期間中に交差点での立哨等を実施した。

(2) 車内事故の防止

車内事故防止キャンペーン（7月1日～31日）に取り組んだ。また、高速・貸切バスについては、発車時のシートベルト着用案内放送の励行を推進した。

バス停から安全に発進するため、路線バス発進時に進路を妨げないようにマグネットシート、チラシ・ポスター、市報掲載等による広報活動を行った。

昨年7月11日に、山口警察本部と路線バスを活用した広報啓発活動に関する連携協定を締結した。これにより、路線バスの発進保護については、免許更新時の講習で取り上げていただいたり、総合交通センターや各警察署へポスターを掲示していただくとともに、県警本部の自転車のヘルメット着用、うそ電話詐欺への注意喚起と合わせたバスの発進に協力を求める広報用マグネットシートを作成し、路線バスに貼付して周知している。

(3) 飲酒運転の防止及び健康起因事故の防止

① 飲酒運転の防止

秋の全国交通安全運動時に合わせた日本バス協会策定の「飲酒運転防止週間」に取り組んだ。

② 健康起因事故の防止

健康管理マニュアル及びS A S対策マニュアルによる健康管理への取組み、脳血管疾患対策ガイドラインの活用の推進、S A S簡易検査及び簡易脳ドック、心疾患検査への助成を行った。

・ S A S簡易検査・簡易脳ドック助成・心疾患検査 175名 211万円

(4) A S V装置の導入等による事故の防止

衝突被害軽減ブレーキ装着車両の導入、ドライブレコーダー等の事故防止対策機材の導入を促進した。また、貸切バス事業者に義務付けられたドライブレコーダーの画像を活用した運転者教育に係る情報等を提供した。

・ ドラレコ・デジタコの導入助成 12台 34万円

(5) その他

大規模な地震災害等に対応するための役立つ情報として、山口県バス協会ホームページに「BCP(事業継続計画)関係」ページを掲載している。バスジャック対策やテロ対策についても、対応訓練を実施するなど警察等と連携強化を図った。

・ 台風や大雪などの際は気象台によるWeb説明会により、詳細情報が早期に入手できるようになった。

10. 環境対策の推進

バスの環境対策強化期間において、燃費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転の励行への取組みを推進した。

また、山口県の「ぶちエコやまぐち～CO₂削減県民運動」に協力するため、ノーマイカー運動を推進し、乗合バス事業者の協力を得て路線バスが「ぶちエコ」アプリのエコスポットとして登録された。

・ バスの環境対策強化月間（エコドライブの推進）9月～11月

・ 山口県ノーマイカー運動 6月、10月20日、12月

11. その他

(1) 広報活動の推進等

- ・山口県バス協会ホームページにより、会員事業者及び一般の方々に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報提供を行った。
- ・全会員事業者に対し、随時「メールマガジン」を発信し、迅速な情報提供に努めた。
- ・国土交通省からの通達等については、メール等による通知及び中国バス協会ホームページの活用等による周知に努めた。
- ・貸切バスランディングページにより、貸切バスの利用促進や認知度の向上に努めた。

(2) バス事業関係表彰の実施

① 山口県バス協会長表彰

- ・優良バス運転者 8名
- ・優良運行管理者 2名

② 日本バス協会長表彰

- ・優良運転者
サンデン交通株式会社 丸尾 時雄氏
防長交通株式会社 長田 裕二氏

③ 山口運輸支局長表彰

- ・永年勤続（指導的役割）
サンデン交通株式会社 伊秩 清吾氏
- ・永年勤続（運転者）
防長交通株式会社 長田 裕二氏
- ・永年勤続（整備士）
中国ジェイアールバス株式会社 山本 豊氏

④ 中国運輸局長表彰

- ・永年勤続（指導的役割）
サンデン交通株式会社 保田 稔氏

(3) 会員バス事業者の状況（令和6年3月末日現在）

会員総数	39者	車両数	1,008台
乗合バス事業者	8者		620台
貸切バス事業者	39者		332台
特定バス事業者	10者		56台
※非会員事業者	12者		52台

(4) 会費の減免について

経緯：

新型コロナウイルス感染症対策等の影響による会員バス事業者の経営状況悪化に伴い、山口県バス協会として、12ヶ月分の休車車両の車両割会費の減免措置を行った。なお、国の休車措置については、令和6年3月31日で終了した。

収入の状況等：

予算額	26,771,400円
決算額	26,617,950円
差額	153,450円
減免額	221,250円

附属明細書（事業報告関係）

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。

公益社団法人山口県バス協会